

# 令和8年度地球温暖化対策計画書等に関する事業者助言業務 委託先募集要領

## 1 背景及び目的

平成31年度から「愛知県地球温暖化対策推進条例」及び「地球温暖化対策計画書等に関する要綱」に基づき、事業者に対し、「地球温暖化対策計画書」及び「地球温暖化対策実施状況書」の内容について、地球温暖化対策に資するため必要な助言を行うことができることとなった。

本業務は、県が条例等に基づく助言を実施するに当たり、事業者の地球温暖化対策の実施体制やエネルギー利用設備の現地確認に同行し、機器による測定業務を補佐するとともに、温室効果ガスの排出の量の削減等に係る措置等について技術的助言の補助を行うことにより、事業者の地球温暖化対策を促進することを目的とする。

## 2 業務内容

別紙「令和8年度地球温暖化対策計画書等に関する事業者助言業務 仕様書」のとおり

## 3 委託の方法

事業実施に当たって企画提案を公募型プロポーザル方式により広く募り、最も優れた企画提案者として選定された1者と業務仕様書及び契約金額を委託限度額の範囲内で協議した上で、委託契約を締結する。なお、協議が不調に終わった場合は、次点の者と協議する。

## 4 委託金額

7,390,600円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

## 5 契約期間

契約締結日から令和9年3月23日（火）まで

## 6 応募資格

応募の資格者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 愛知県の令和8・9年度入札参加資格者名簿に登録されている者。
- (2) 愛知県内に、本店、支店又は営業所等を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で、愛知県から愛知県会計局指名停止取扱要領に基づく指名停止処分を受けていないこと。
- (4) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)に基づく排除措置を受けていないこと。

## 7 企画提案書の提出

### (1) 提出書類

- ア 企画提案参加申込書：様式1
- イ 業務実績：様式2
- ウ 業務実施体制：様式3
- エ 企画提案書：様式4（任意様式可）
- オ 経費積算書：様式5
- カ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書：様式6
- キ 愛知県内に本社、支社又は営業所等があることを証明できる書類（商業・法人登記簿謄本又は納税証明書等）

ただし、その他の提出書類において確認できる場合は不要とする。

### (2) 提出部数

各8部（正本1部、副本7部）

### (3) 提出方法

持参又は郵送（配達証明に限る）とする。

### (4) 提出期限

令和8年4月21日（火） 午後5時必着

### (5) 企画提案書作成上の注意

- ・ 用紙サイズはA4版を使用し、できるだけ両面を利用すること。ただし、A3版の用紙をA4版サイズに折りたたみ挿入することは可とする。
- ・ 法人・団体名は様式1以外に記入しないこと。
- ・ 必要に応じて、図表、絵等を用いて分かりやすく記載すること。
- ・ 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ・ 企画提案は1事業者1提案とする。
- ・ 提出期限後の問い合わせ、書類の追加、修正には原則として応じない。
- ・ 提出書類は返却しない。
- ・ 正本には業務実績に記載した内容が確認できる書類（契約書の写し、受注証明書等）を添付する。
- ・ 委託内容や提案書の作成・提出に疑義が生じた場合には、県の担当者が確認する。

### (6) 提出場所

愛知県環境局 地球温暖化対策課 計画推進グループ  
名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県西庁舎6階  
電 話 052-954-6242（ダイヤルイン）  
ファックス 052-955-2029  
電子メール ondanka@pref.aichi.lg.jp

### (7) 業務内容等に関する質問

質問しようとする者は、質問票（様式7）に必要事項を記載し、FAX又は電子メ

ールで送信すること。

ア 質問の受付場所 (6) に同じ

イ 質問の受付期間 令和8年4月3日(金) 午後5時まで

ウ 質問及び質問に対する回答は、質問者に対して明らかに不利益を与える情報を除き、令和8年4月10日(金)(予定)までに愛知県のウェブサイト

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/jyogen2026.html>)に掲載するとともに、質問者に対してファックス又は電子メールにより回答する。

仕様の補足等が掲載されることもあるので、質問及び回答については企画提案書等の提出前に必ず確認すること。

## 8 企画提案の選定等

### (1) 選定方法

- ・ 提出された企画提案書について、原則、書類審査の他、本県が設置する選定委員会においてプレゼンテーションによる審査を行う。なお、プレゼンテーションによる審査にあたっては、オンライン参加も可能とする。
- ・ 選定委員会は非公開とし、審査の経過等審査に関する問い合わせ及び異議申し立てには応じない。

### (2) 選定基準

以下の項目について評価し、総合的に選定を行う。

評価項目	評価ポイント
実績・実施体制	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 過去の事業者助言業務の実績は、十分かつ適切か。</li><li>・ 業務の実施体制は、役職・資格から十分かつ適切か。</li></ul>
基本的な考え方等	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 基本的な考え方は、業務の趣旨や本県の地球温暖化対策計画書制度を踏まえたものとなっているか。</li><li>・ スケジュールは、業務の内容や本県の地球温暖化対策計画書制度を踏まえたものとなっているか。</li><li>・ 本業務の実施にあたり、SDGsを踏まえ環境に配慮した内容となっているか。</li></ul>

<p>業務に関する提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員向け事前説明の考え方は、職員がノウハウを取得できるよう十分に考慮したものとなっているか。</li> <li>・現地確認の方法及び助言の方針は、本県の地球温暖化対策計画書制度を踏まえ、具体的かつ技術的なものとなっているか。</li> <li>・将来的に県民事務所等職員が実施できる工夫は、職員が実務経験を積めるなど十分に考慮したものとなっているか。</li> <li>・レポートの作成の考え方は、本県の地球温暖化対策計画書制度を踏まえ、事業者の活用を十分に考慮したものとなっているか。</li> <li>・課題及び対策案の整理の方法は、本県の地球温暖化対策計画書制度や温暖化対策に関する社会情勢を踏まえ、具体的かつ技術的なものとなっているか。</li> </ul>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術的な助言の実施手法に関して、追加提案は有効なものか。</li> <li>・必要な経費が、適切な数量・単価で積算されているか。</li> </ul>
<p>社会的取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的価値の実現に資する取組として、以下の取組を行っているか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境マネジメントシステムの導入</li> <li>・自動車エコ事業所の認定</li> <li>・あいちカーボンニュートラルチャレンジの認定</li> <li>・あいち生物多様性企業認証の認証</li> <li>・障害者法定雇用率の達成</li> <li>・協力雇用主の登録、保護観察対象者等の雇用、障害者就労施設等からの調達実績</li> <li>・女性の活躍促進宣言、あいち女性輝きカンパニーの認証</li> <li>・えるぼし認定、プラチナえるぼし認定</li> <li>・愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録</li> <li>・あいちっこ家庭教育応援企業への賛同</li> <li>・くるみん認定、トライくるみん認定、プラチナくるみん認定</li> <li>・愛知県休み方改革マイスター企業の認定</li> <li>・愛知県「休み方改革」イニシアチブ賛同企業・団体への登録</li> <li>・あいちエコモビリティライフ推進協議会への加入、エコ通勤優良事業所の認証</li> </ul> </li> </ul>

### (3) 選定結果の通知

全提案者に対し、郵送で通知する。

## 9 その他

本契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は紙の契約書による契約手続きを選択できます。